

火山噴火災害に対する観測・監視体制及び研究体制の強化を求める意見書

ことし9月27日に発生した御嶽山の噴火災害は、死者と行方不明者を合わせ60人を超える人的被害を出す大惨事となった。今回の災害は、美しい自然の景勝地でもある火山が一たび噴火すれば深刻な被害を引き起こすことをまざまざと見せつけ、また噴火の予知が難しいことを再認識させるものであった。

我が国は世界の活火山約1500のうち約7%に当たる110もの活火山を抱えている。しかしながら、現状では火山噴火に対する防災の前提となる観測・監視体制が十分とは言えない。大学で火山の観測・調査研究に従事する研究者はわずか数十人程度にすぎず、火山学を専攻する学生の減少も顕著であり、将来の火山防災を担う専門家を確保できなくなるおそれがある。火山列島とも称される我が国の国土保全を考える上で、それぞれの火山に熟知した専門の研究者を育成するなど、火山噴火防災の担い手を先細りさせないよう、必要な人員と体制を確保することが強く求められている。

また、噴火予知は万全ではないことを踏まえ、地方公共団体と連携して、火砕流や土石流、火山灰対策に加え、退避用シェルターの設置や登山者の安否確認のための仕組みづくり、観光産業の風評被害対策など、必要な火山噴火対策を充実させる必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 測候所などの観測・監視体制を整備すること。
- 2 火山の噴火予知等に関する研究のために必要な予算と体制を確保すること。
- 3 火山周辺の地方公共団体による防災対策、登山者の安全確保対策、観光・農業などの風評被害対策を含む産業振興策への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

宛（各 通）